

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人
情報公開市民センター 理事長 新海聡 様

財務大臣 麻生 太郎



平成27年4月23日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣の閣議後記者会見（平成27年4月3日）（録画）

2 不開示とした部分とその理由

なし

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、財務大臣に対し異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法> 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び

(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額））
次頁のとおり				

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料相当額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料相当額以下の場合は無料となります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日：平成27年5月27日から平成27年6月26日まで

（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

時：9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：財務省情報公開窓口 東京都千代田区霞が関3-1-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）： 次頁のとおり

* 担当課等

大臣官房文書課広報室広報係

TEL：03（3581）4111（内2092）

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL：03（3581）4111（内5623）

開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）
電磁的記録 1ファイル	① DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R 1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額	330円	30円

送付に要する費用の額

- ①DVD-Rに複写したものの送付を希望する場合
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外） 100gまで 140円

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人
情報公開市民センター 理事長 新海聡 様

財務大臣 麻生 太郎

平成27年4月23日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣の閣議後会見速記録（平成27年4月3日）

2 不開示とした部分とその理由

なし

* この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、財務大臣に対し異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 * 同封の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

<実施の方法> 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号に規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額））
次頁のとおり				

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料相当額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料相当額以下の場合は無料となります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日：平成27年5月27日から平成27年6月26日まで

（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

時：9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：財務省情報公開窓口 東京都千代田区霞が関3-1-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）： 次頁のとおり

* 担当課等

大臣官房文書課広報室広報係

TEL：03（3581）4111（内2092）

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室

TEL：03（3581）4111（内5623）

開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料（基本額－開示請求手数料（令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が負担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）
A4判文書 5枚	① 閲覧	100枚までにつき100円	100円	無料
	② 複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	50円	無料
	③ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	150円	無料
	④ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	170円	無料

送付に要する費用の額

- ①用紙に出力したものの送付を希望する場合
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外） 50gまで 120円
- ②CD-Rに複写したものの送付を希望する場合
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外） 100gまで 140円
- ③DVD-Rに複写したものの送付を希望する場合
 郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外） 100gまで 140円